

(案)

第 6 次 地 域 管 理 経 営 計 画 書
第 6 次 国 有 林 野 施 業 実 施 計 画 書

(大淀川森林計画区)

計画期間

自	令和 5 年 4 月 1 日
至	令和 1 0 年 3 月 3 1 日

九州森林管理局

(案)

第 6 次 地 域 管 理 経 営 計 画 書

(大淀川森林計画区)

計画期間

自 令和 5 年 4 月 1 日

至 令和 10 年 3 月 31 日

九 州 森 林 管 理 局

はじめに

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うこととされている。

このような中で、森林に対する国民の要請は、国土の保全や水源の涵養^{かん}に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の面での期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつさらに多様化してきた。特に、国有林野に対しては、地球温暖化防止、生物多様性の保全の面での期待が大きくなってきた。加えて、国有林野と民有林野を通じた公益的機能の発揮が強く期待されているものの、地域によっては、国有林野に隣接する民有林野において十分な整備や保全が行われていない状況もみられる。また、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、我が国の林政は、森林・林業の再生に向け、大転換を進めており、国有林野事業については、民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することが求められている。

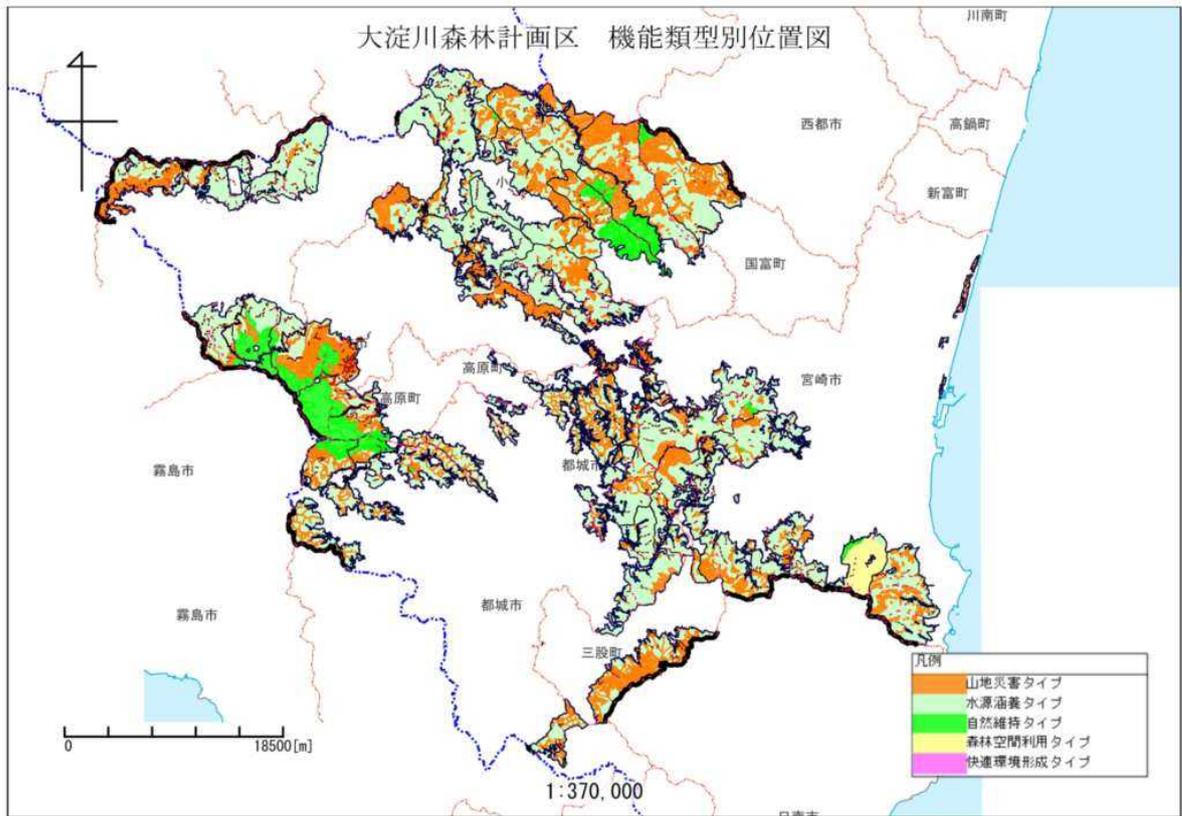
こうしたことを踏まえ、国有林野事業については、公益的機能の発揮のための事業や民有林への指導やサポート、木材の安定供給等の事業を、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、一層計画的に実施していくため、平成25年度から、それまでの特別会計により企業的に運営する事業から一般会計において実施する事業に移行した。

加えて、我が国では、多くの森林が利用可能な段階を迎える中で、民有林においては、森林の経営管理の集約化が喫緊の課題となっており、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市町村が森林所有者から森林の経営管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者に再委託を行い、林業経営の集積・集約化を推進するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの森林においては、市町村が公的管理を行う森林経営管理制度が平成31年4月から導入された。あわせて、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、同年4月から一部が施行された。

これらを踏まえ、国有林野事業は、冒頭の目標の下、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、一般会計において国民共通の財産である国有林野を名実ともに「国民の森林」とするよう、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して林業の成長産業化の実現に向け貢献するための取組を進める。

本計画は、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第6条第1項の規定に基づいて、九州森林管理局長が、国有林野の管理経営に関する基本計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和させ、あらかじめ国民の意見を聴いた上で、今後5年間の大淀川森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めたものである。

大淀川森林計画区における国有林野の管理経営は、関係住民の理解と協力を得ながら、さらに、関係行政機関と連携を図りつつ、この計画に基づいて適切に行う。



目 次

1	国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(1)	国有林野の管理経営の基本方針	1
①	森林計画区の概況	1
②	国有林野の管理経営の現状及び評価	1
③	持続可能な森林経営の実施方向	2
④	政策課題への対応	4
(2)	機能類型に応じた管理経営に関する事項	4
①	機能類型ごとの管理経営の方向	4
②	地区ごとの管理経営の方向	6
(3)	森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた 貢献に必要な事項	1 1
①	林業の成長産業化等に向けた技術開発・実証と普及	1 2
②	林業事業体の育成	1 2
③	民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進	1 2
④	森林・林業技術者等の育成と森林総合監理士（フォレスター） 等による技術支援	1 2
⑤	その他	1 2
(4)	主要事業の実施に関する事項	1 2
①	伐採総量	1 3
②	更新総量	1 3
③	保育総量	1 3
④	林道の開設及び改良の総量	1 3
(5)	その他必要な事項	1 3
2	国有林野の維持及び保存に関する事項	1 4
(1)	巡視に関する事項	1 4
(2)	森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	1 4
(3)	特に保護を図るべき森林に関する事項	1 4
(4)	その他必要な事項	1 4
3	林産物の供給に関する事項	1 4
(1)	木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	1 4
(2)	その他必要な事項	1 5
4	国有林野の活用に関する事項	1 5
(1)	国有林野の活用の推進方針	1 5
(2)	国有林野の活用の具体的手法	1 5
(3)	その他必要な事項	1 5

5	公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項	15
(1)	公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な事項	15
(2)	国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項	15
6	国民の参加による森林の整備に関する事項	16
(1)	国民参加の森林に関する事項	16
(2)	分収林に関する事項	16
(3)	その他必要な事項	16
7	その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	16
(1)	林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	16
(2)	地域の振興に関する事項	17
(3)	その他必要な事項	17

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

国有林野の管理経営は、国有林野の管理経営に関する基本計画に即するとともに、国有林の地域別の森林計画と調和して、機能類型区分等による公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して林業の成長産業化の実現に向け貢献することを基本方針とする。

① 森林計画区の概況

本計画の対象は、大淀川森林計画区を管轄区域とする国有林野 89,292ha(不要存置林野 35haを含む。)であり、宮崎県中南部に位置し、大淀川流域を包括する4市3郡(4町)からなり、大淀川の源流部から海岸に位置している。

本計画区には、掃部岳(1,223m)、高千穂峰(1,574m)、韓国岳(1,700m)に代表される山岳があり、急峻な地形を呈している。霧島山系一帯は霧島錦江湾国立公園に指定されているなど自然環境の保存・形成等に重要な役割を果たしている。

また、本計画区は、水源かん養保安林が全体の75%に達し、下流域の水瓶として重要な役割を担っているほか、渓谷豊かな森林景観、照葉樹の森など豊富な観光資源に恵まれていることから登山などの森林レクリエーション・保健休養の場として多くの人に利用されているとともに、本計画区内には中・大規模の製材工場が多くあるなど木材産業が発達しているため、民有林との連携を図りながら、林業・林産業の振興を図ることが地域の重要な課題となっている。

さらに、綾町、小林市、国富町に所在する国有林、県有林、町有林(約1万ha)においては、平成17年5月に九州森林管理局、宮崎県、綾町、綾の照葉樹林プロジェクト推進協議会(現一般社団法人てるはの森の会)、財団法人日本自然保護協会(現公益財団法人日本自然保護協会)との間で「綾川流域照葉樹林帯保護・復元計画」(略称:綾の照葉樹林プロジェクト)の協定が締結され、わが国最大の原生的な照葉樹林の保護とともに、照葉樹林の周辺に存在する二次林や人工林を照葉樹林に復元するための取組が行われている。本プロジェクトエリアは、平成23年10月に登録された綾ユネスコエコパークの核心地域又は緩衝地域にもなっている。

② 国有林野の管理経営の現状及び評価

本計画区の国有林は、宮崎森林管理署及び宮崎森林管理署都城支署が管理経営しており、本計画の対象とする国有林野面積は89,257haで、計画区全体の森林面積160,145haに対して56%を占めている。主な樹種としては針葉樹はスギ、ヒノキ、広葉樹はカシ類、ナラ類、クヌギなどとなっている。また、林相別に見ると針葉樹林45,107ha、針広混交林9,905ha、広葉樹林30,554haとなっている。

蓄積は24,563千 m^3 で、計画区全体の蓄積54,357千 m^3 に対して45%を占めている。

人工林面積は51,784haで人工林率は61%となっている。森林の種類は、普通林が15,028haで17%、制限林が74,229haで83%となっている。

なお、制限林のほぼ100%が保安林であり、そのうち水源かん養保安林が90%となっている。

○ 大淀川森林計画区内の森林資源状況 (単位：ha、m³)

区 分	人工林	天然林	その他	合計
面 積	51,784	33,782	3,691	89,257
蓄 積	17,922,943	6,634,240	5,801	24,562,984

注：合計は、四捨五入の関係で必ずしも一致しない。

主要施策に係る前計画の計画量と実行量について下表に示す。

伐採立木材積に関して、主伐は契約林の公売が順調に推移したことから、計画量を概ね達成した。一方、間伐については、林道の整備状況や現地の林分状況により一部実行を見送ったことなどから計画量を下回った。

造林面積については、更新対象となった箇所から実行したが、伐採が計画期間の後半に集中したため、今計画期間中の実行が少なくなった。

林道の開設等については、事業等の優先度を考慮し、より優先度の高いものから実行したが、台風による被害箇所など計画以外の災害復旧事業を優先して実行する必要が生じたことや、入札不調により計画量を下回った。

○ 主要施策に係る計画量と実行量

項 目	計 画	実 行
伐採立木材積	2,657,000 m ³	1,994,493 m ³
主 伐	1,109,224 m ³	1,024,849 m ³
間 伐	1,547,776 m ³	969,644 m ³
造林面積	1,948 ha	1,440 ha
人工造林	1,940 ha	1,348 ha
天然更新	8 ha	92 ha
林道等の開設又は改良	開設：115.8 km 改良：103 箇所	開設：11.4 km 改良：48 箇所

注：計画の臨時伐採量は主伐に含めた。

③ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代から将来世代へ森林からの恩恵を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分や森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいく。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオール・プロセスに参加しており、この中で森林経営の持続可能性を客観的に把握し評価するための7基準（54指標）が示されている。本計画区の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる施策及び森林の取扱方針を整理すると次のとおり。

I 生物多様性の保全	<p>地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等からなる多様な林相の森林を整備及び保全していくとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護・保全するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。関連する主な施策として、厳格な保全・管理を行う保護林のモニタリング調査等を通じた適切な保全・管理等を推進するとともに、原生的な天然林や里山林、溪畔林、保護樹帯等を各々の林相に応じ適切な整備・保全を行い、森林生態系のネットワークの構築を図る。</p>
II 森林生態系の生産力の維持	<p>森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。関連する主な施策として、計画、設計、施工の各段階において森林生態系との調和を図りつつ、林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道の適切な組合せによる路網の計画的な整備を推進する。</p>
III 森林生態系の健全性と活力の維持	<p>外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病虫害や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。関連する主な施策として、松くい虫被害のまん延防止のため、薬剤による防除、伐倒駆除等に取り組むとともに、シカによる森林被害の状況を踏まえ、被害防除及びシカの捕獲を推進する。</p>
IV 土壌及び水資源の保全と維持	<p>降雨に伴う侵食等から森林を守るとともに、森林が育む水源の涵養のため、山地災害により被害を受けた森林の整備、復旧や公益的機能の維持のために必要な森林の保全を行うとともに、森林施業においても裸地化する期間の短縮や尾根筋や沢沿いでの森林の存置を行う。関連する主な施策として、安全・安心に暮らせる環境づくりを目指して、民有林と国有林が連携した効果的な治山対策に取り組む。</p>
V 地球的炭素循環への森林の寄与の維持	<p>地球温暖化防止に貢献するため、温室効果ガスの吸収源と位置づけることのできる森林を確保するため育成林の整備を推進するとともに、天然生林の保全を行うほか、森林整備の円滑な推進と炭素の貯蔵庫としての機能を維持するため木材利用を推進する。関連する主な施策として、除間伐を主体に森林整備を推進するとともに、治山事業における間伐材等の利用促進や間伐材を使用した紙製品の普及に取り組む。</p>
VI 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進	<p>国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮に取り組むとともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等森林と人とのふれあいの確保のためのフィールドの提供や森林施業に関する技術開発等に取り組む。関連する主な施策として、「レクリエーションの森」のPRや施設整備等に努めるなど、「国民の森林」として充実を図るとともに、学校のカリキュラムへの森林環境教育の導入、「遊々の森」の設定の推進、教職員を対象とした森林教室の実施等、学校との連携の強化に取り組む。</p>
VII 森林の保全と持続可能な	<p>I～VIで記述した内容を着実に実行し「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら</p>

経営のための 法的、制度的 及び経済的枠 組	進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。関連する主な施策として、国有林モニターを活用し、国有林野事業等に対する意見、要望等を聴取するとともに、国有林野事業の運営等について国民の理解の促進を図る。
---------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------

④ 政策課題への対応

本計画区の国有林では、国土保全や水源涵養等の公益的機能の維持増進や森林整備を通じて生産される木材の安定的・計画的な供給、林業の成長産業化の実現に向けた取組、森林環境教育や森林とのふれあい、国民参加の森林づくりの推進、地球温暖化防止や生物多様性の保全などの政策課題に対応している。

林業の成長産業化の実現に向けた取組としては、低コストで効率的な施業技術の普及、計画的な事業の発注や技術支援による林業事業体の育成、民有林・国有林一体となった森林共同施業団地の取組の充実、市町村をはじめとする民有林関係者に対する技術的支援に取り組む。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

① 機能類型ごとの管理経営の方向

公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を行うため、

- ・山地災害防止タイプ（土砂流出・崩壊防備エリア、気象害防備エリア）
- ・自然維持タイプ
- ・森林空間利用タイプ
- ・快適環境形成タイプ
- ・水源涵養タイプ

の機能類型区分を行い、重視すべき機能の発揮を目的とした管理経営を行う。

なお、地域別の森林計画における公益的機能別施業森林との関係は下表のとおり。

○ 機能類型と公益的機能別施業森林の関係

機能類型		公益的機能別施業森林			
		水源涵養 機能維持 増進森林	山地災害 防止機能/ 土壌保全 機能維持 増進森林	快適環境 形成機能 維持増進 森林	保健機能 維持増進 森林
山地災害防止 タイプ	土砂流出・崩壊防備エリア	○	○		
	気象害防備エリア	○	○	○	
快適環境形成タイプ		○		○	
水源涵養タイプ		○			
自然維持タイプ		○	○		○
森林空間利用タイプ		○	○		○

また、機能類型区分に応じた管理経営にあたっては「管理経営の指針」（別冊）によるほか、次の点に留意して、個々の森林の自然条件や社会的条件を踏まえて適切に行う。

なお、各機能の発揮を図るために導入する林相の維持・改良等に必要な施業により生じる木材については、有効利用を図る。また、齢級構成の平準化やニーズに応じた主伐を計画的に行うことにより木材の供給を図る。

ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項

山地災害防止タイプは、土砂の流出・崩壊、落石等の山地災害による人命・施設の被害の防備その他災害に強い国土基盤の形成に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、次の事項に留意して、保全対象と当該森林の位置的関係、地質や地形等の地況、森林現況等を踏まえた適切な管理経営を行う。

山地災害防止タイプのうち、土砂流出・崩壊防備エリアでは、根系が深くかつ広く発達し、常に落葉層を保持し、適度の陽光が入ることによって下層植生の発達が良好であり、必要に応じて土砂の流出・崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林を整備の目標とする。

山地災害防止タイプのうち、気象害防備エリアでは、樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く、諸被害に対する抵抗性の高い樹種によって構成される森林を目標とする。

イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプは、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等自然環境の保全に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、原則として自然の推移に委ねるとともに、生物多様性の保全等に配慮した管理経営を行う。

ウ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項

森林空間利用タイプは、スポーツ又はレクリエーション、教育文化、休養等の場及び優れた景観の提供に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、それぞれの保健・文化的利用の形態に応じた管理経営を行う。

エ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項

快適環境形成タイプは、騒音の低減や大気の浄化、木陰の提供等による気象緩和等地域住民の居住環境を良好な状態に保全する機能を重点的に発揮すべき森林であり、それぞれの機能に応じた管理経営を行う。

オ 水源涵養^{かん}タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養^{かん}タイプに関する事項

水源涵養^{かん}タイプは、国民生活に欠かせない良質で豊かな水の供給に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、渇水緩和や水質保全等の水源涵養^{かん}機能を高めるため、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系や下層植生の発達が良好で諸被害に強い森林の整備を目標として管理経営を行う。なお、これら条件の維持できる範囲で森林資源の有効利用に配慮する。

② 地区ごとの管理経営の方向

ア 青島地区（宮崎1～18、20、22～35、39～41、46林班）

青島地区は、内海及び青島からなる地区で、加江田川、内海川支流に属し、全般的に緩斜面となっている。海岸に面した斜面は断崖面で多くは急斜面又は懸崖となっている。

急傾斜地や水源林としての期待が高い区域は土砂流出防備保安林又は水源かん養保安林に指定されており、山地災害防止機能や水源涵養機能を重視すべき森林であることから「山地災害防止タイプ」又は「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

また、宮崎自然休養林等は、多様な樹種からなる林相を呈し、保健、文化、教育的活動に適した施設が整備されており、保健・レクリエーション機能や文化機能を重視すべき森林であることから「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

イ 本田野地区（宮崎42、45、47～65、88林班）

本田野地区は、四万十累層群上部に属する地域で砂岩、頁岩からなり、その層理は複雑に乱れその随所に頁岩の風化部分が露出している。全般に緩斜面の丘陵性の地形をなす地区であるが、急傾斜地や水源林としての期待が高い区域は土砂流出防備保安林又は水源かん養保安林に指定されており、山地災害防止機能や水源涵養機能を重視すべき森林であることから「山地災害防止タイプ」又は「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

ウ 鱈塚山地区（宮崎66～78、83、84林班）

鱈塚山（1,118m）を中心とした標高300～1,100mの起伏の多い山岳地帯をなす地区である。

山頂一帯は、保健保安林に指定されており保健・文化的利用に係る機能を重視すべき森林であることから「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

また、鱈塚山の下流部は、土砂流出防備保安林又は水源かん養保安林に指定されており、山地災害防止機能や水源涵養機能を重視すべき森林であることから「山地災害防止タイプ」又は「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

エ 青井岳地区（宮崎79～82、85～87、都城1095～1111、1246～1251林班）

丘陵性地形の地区である。標高は563mが最高で、全般的に波状丘陵性地帯で、山脚も短く上昇斜面が多いため、稜線は丸みを帯びて明確でない。

大淀川支流境川の集水域に位置し、農業用水利ダムも設置されており、水源涵養機能を重視すべき森林であることから「水源涵養タイプ」に区分するとともに、土砂流出防備保安林や急傾斜地については山地災害防止機能を重視すべき森林であることから「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。

また、境川沿いの天然林については、地元から保護要請が強く、保健保安林、風景林に指定されており、保健・文化的利用に係る機能を重視すべき森林であることから「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

オ 一ツ葉地区（宮崎94林班）

クロマツ人工林がほとんどの団地である。明治30年に潮害防備保安林に指定されており、

ヒューマン・グリーンプランとして野鳥の森、ふれあいの森等を設置している。

また、隣接地に「宮崎・日南リゾート構想」による施設が整備され、国民の保健休養の場として利用されており、保健・文化的利用に係る機能を重視すべき森林であることから「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

カ 高岡地区（宮崎201～245、252～269林班）

丘陵性の地形で谷沿いには急傾斜地も見られるが、全体的には緩傾斜地が多い地区である。

高房台及び境川中流部の一部には、林齢100年以上の天然林があり、原生林と渓谷美から優れた自然景観を有し、風致探勝林や希少個体群保護林に説定されている。このように、自然環境の保全・形成を重視すべき森林であることから「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行う。

また、一部稜線部の森林については地形・地質等の条件から天然林を中心に山地災害防止機能や水源涵養機能を重視すべき森林であることから「山地災害防止タイプ」又は「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

キ 内山地区（宮崎270～313林班）

内山地区は九州山地南部地域を占める山系の支脈である。七熊山(929m)、三ツ石山(814m)、大口(621m)を結ぶ稜線と汐鶴岳(675m)、土然ヶ丘(589m)、七郎山(501m)を結ぶ分水嶺に包括される区域及び大淀川に沿って連なる標高200m以下の山地からなる地区である。

地区の大部分は、水源かん養保安林に指定されており、山地災害防止機能や水源涵養機能を重視すべき森林であることから「山地災害防止タイプ」又は「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

ク 綾北川地区（宮崎2091～2143、2151～2153林班）

市ノ俣山(881m)、掃部岳(1,223m)、釈迦ヶ岳(831m)等が連なる稜線と西俣山(917m)、大森岳(1,109m)を結ぶ稜線に囲まれる地区で中央を大淀川の支流である綾北川が貫流している。

本地区の大森岳北東側斜面及び綾北川左岸の北浦、柚園国有林一帯及び田代ヶ八重ダム沿線は、地形・地質等の条件から山地災害防止機能や水源涵養機能を重視すべき森林であることから、「山地災害防止タイプ」又は「水源涵養タイプ」に区分する。

また、綾川上流域に残された原生的な照葉樹林は、日本一の規模を誇るとされ、局型的な植生を有する区域では、照葉樹林を象徴する森林相観を有しており、常緑のブナ科樹木のほとんどの種が分布し、植生の垂直分布が見られるとともに、貴重な動植物の分布域であり、学術的に高い価値と希少性を有しており、自然環境の保全・形成を重視すべき森林であることから、綾森林生態系保護地域、大森岳生物群集保護林、及びそれらを連結して設定した「綾川上流緑の回廊」について、「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行う。

綾北川周辺は、綾ユネスコエコパークの核心地域、緩衝地域に登録されており、宮崎県、綾町等5者との協定による綾の照葉樹林プロジェクトとして照葉樹林の保護とスギ等人工林の照葉樹林への復元に取り組んでいる。

ケ 綾南川地区（宮崎2001～2008、2010～2025、2027～2078、2080～2090林班）

九州中央山地の南部で熊本県界に位置する赤木山（910m）、市ノ俣山（881m）等が連なる稜線から分岐し、東南に延びる西俣山（917m）、大森岳（1,109m）を結ぶ稜線と国見岳（746m）と軍谷峠、七熊山（929m）を結ぶ支脈で囲まれる地区で、ほぼ中央を大淀川の支流である本庄川（綾南川）が、小林市（須木地区）の中心部を流下している。

この上流は、小林市（須木地区）の大部分を包括しており、集落を取り囲む里山地帯で丘陵性の緩やかな地形で、本庄川の上流域に位置しており、山地災害防止機能や水源涵養機能を重視すべき森林であることから「山地災害防止タイプ」又は「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

また、大森岳及び綾南川周辺は、保健保安林、九州中央山地国定公園に指定されており、カシ類、タブノキ等を主体とした天然林で優れた自然景観を有している。

特に、綾南川中流域及び多古羅川左岸は、綾ユネスコエコパークの核心地域、緩衝地域に登録されており、宮崎県、綾町等5者との協定による綾の照葉樹林プロジェクトとして照葉樹林の保護とスギ等人工林の照葉樹林への復元に取り組んでいる。こうした取組や綾の照葉大吊橋などは、観光だけでなく原生的な自然の観察や探求、更には森林浴による健康づくり、心の安らぎを求める場所として役立っている。なお、貴重な動植物の分布域であり、学術的に高い価値と希少性を有しており、自然環境の保全・形成を重視すべき森林であることから、綾森林生態系保護地域、大森岳生物群集保護林及びそれらを連結して設定した「綾川上流緑の回廊」について「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行う。

コ 深年川地区（宮崎2154～2173林班）

掃部岳（1,223m）、盤木山（711m）等を結ぶ稜線と釈迦ヶ岳（831m）を囲む地区である。

掃部岳から釈迦ヶ岳に向かう稜線部分は、地形も急峻であり、山地災害防止機能を重視すべき森林であることから「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。

また、掃部岳周辺については、西日本を代表する貴重な自然生態系を有しており、自然環境の保全・形成を重視すべき森林であることから掃部岳生物群集保護林及びそれらを連結して設定した「綾川上流緑の回廊」について、「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行う。

法華嶽公園周辺においては、スポーツや休養等の場に優れた景観の提供に係る機能を重視すべき森林であることから「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

掃部岳周辺の一部は、綾ユネスコエコパークの緩衝地域に登録されており、宮崎県、綾町等5者との協定による綾の照葉樹林プロジェクトとして照葉樹林の保護とスギ等人工林の照葉樹林への復元に取り組んでいる。

サ 多羅原地区（宮崎1081～1094林班）

掃部岳（1,223m）から盤木山（711m）にかけて延びる稜線の東側で、三名川を挟んで位置する地区である。

稜線部及び溪流沿いについては、地形、地質等の条件から山地災害防止機能や水源涵養機能を重視すべき森林であることから「山地災害防止タイプ」又は「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

シ 加久藤地区（都城3001～3020林班）

海上自衛隊えびの送信所西側から黒園山(636m)に至る東西に細長く横たわる地区である。

真幸地域の大部分は、土砂流出防備保安林に指定されている。過去には、豪雨により山腹崩壊が発生し、下流域に甚大な被害をもたらした経緯があり、山地災害防止機能を重視すべき森林であることから主に「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。

また、矢岳・黒原地区の内、急傾斜な箇所は山地災害防止機能を重視すべき森林であることから「山地災害防止タイプ」に、霧島連山やえびの盆地が眺望できる風致景観に優れた地域については、県立自然公園にも指定されており保健文化機能を重視すべき森林であることから「森林空間利用タイプ」に、それ以外の箇所は水源涵養機能を重視すべき森林であることから「水源涵養タイプ」にそれぞれ区分して管理経営を行う。

ス 飯野地区（都城3021～3043林班）

鉄山(715m)、天狗山(941m)等が中央にほぼ南北に横たわり、全般に山頂部は丸みをおびた山脚に急傾斜の多い地区である。

ほとんどが水源涵養機能を重視すべき森林であることから主に「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う

セ 白鳥地区（都城3051～3069林班）

韓国岳(1,700m)を最高峰にして、火山円錐火口が群立する一大火山巣を形成する地区である。

山麓上部(標高600～1,000m)には暖帯性から温帯性樹種までの原生的な植生分布が見られる。

さらに、えびの高原一帯は霧島アカマツを主体に、モミ、ツガ、ミズナラ等が混生する天然林風致景観の要所地帯で、ミヤマキリシマや自生地が国の天然記念物に指定されているノカイドウも見られ、霧島山生物群集保護林に設定されているとともに、霧島錦江湾国立公園にも指定されている。この地域においては、生態系の維持・保存や保健文化的利用、自然環境の保全・形成を重視すべき森林であることから主に「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行う。

また、山麓中腹から裾野にかけては、水源涵養機能を重視すべき森林であることから「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

なお、県道30号線(えびの高原・小田線)沿線については、優れた景観を有し保健分化機能を重視すべき森林であることから「森林空間利用タイプ」に区分して管理し、生育しているスギ人工林(白鳥スギ)については、白鳥神社周辺に生育しているものは全面的に保残することとし、その他の地区で風害等により今後衰退が予想される林分等については、広葉樹への樹種転換を図る。

ソ 真方地区（都城2001～2013林班）

大淀川の支流、永久井野川上流に位置し、地形は、上昇及び平衡斜面で急峻な地形を有しており、土砂流出防備保安林や急傾斜地については山地災害防止機能を重視すべき森林であることから「山地災害防止タイプ」に、それ以外の箇所は水源涵養機能を重視すべき森林であることから「水源涵養タイプ」にそれぞれ区分して管理経営を行う。

タ 木浦木地区（宮崎 3027～3029、4016～4027 林班）

本計画区区域の北部に位置し、地形は、上昇及び平衡の複合斜面で、起伏が大きく特に山脚は急峻である。谷筋部の天然林では、冷温帯樹種からなる林相を呈し、林齢 50～200 年生のモミ、ツガ、ブナ、ミズナラ等が分布している。沢沿いについては、山地災害防止機能や水源涵養機能を重視すべき森林であることから「山地災害防止タイプ」又は「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

チ 東方・奈佐木地区（宮崎 3030～3034、3048～3065、都城 2034～2047 林班）

大淀川の支流、岩瀬川上流に位置し標高 400～800m で、集落を包含する地区である。

谷ノ木川沿いは、山地災害防止機能や水源涵養機能を重視すべき森林であることから「山地災害防止タイプ」又は「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

ツ 野尻地区（宮崎 3066～3078、3123 林班）

大淀川支流の戸崎川上流部及び七郎山、土然ヶ丘の稜線南斜面に位置し、標高 300～500 m で東西へ帯状に伸びた地区である。

一部には浸食の進んだ谷も見られ、地形、地質等の条件から山地災害防止機能を重視すべき森林であることから、「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。

テ 霧島地区（都城 2079～2122 林班）

高千穂峰（1,574m）、韓国岳（1,700m）の両主峰を中心に大小円錐火口が群立し一大火山巢を形成する。北側斜面一帯で、中腹以上は急斜地、険阻地となっている。中腹以下は、比較的緩斜地をなし山麓に至っては台地状、丘陵状を呈する地区である。

標高 700m 以上は、霧島錦江湾国立公園の特別保護地区、第 1 種及び第 2 種特別地域に指定されている。林相はシイ類、タブノキ、イスノキ、カシ類、マツ類の暖温帯性樹種からモミ、ツガ、ブナ等の混生した冷温帯性樹種の分布が見られる垂直的植生分布の代表的林相で霧島山生物群集保護林に設定されている。御池周辺及びえびの高原へ通じる登山道周辺は、霧島錦江湾国立公園第 2 種、第 3 種特別地域に指定されており、観光、保健保養等の利用が多く、自然環境の保全・形成及び保健文化機能を重視すべき森林であることから主に「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行う。

また、夷守岳中腹以上は急斜地で崩壊が多く見られ、土砂流出防備保安林や土砂崩壊防備保安林に指定している箇所が多く山地災害防止機能を重視すべき森林であることから、「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。

生駒高原からえびの高原へ向かう県道一号線沿線周辺は、多くが保健保安林に指定され、霧島アカマツの群落や優れた景観を有し保健分化機能を重視すべき森林であることから、「森林空間利用タイプ」に、それ以外の箇所は「水源涵養タイプ」にそれぞれ区分して管理経営を行う。

ト 高城地区（都城 1～14、16～77 林班）

都城市の東北部に位置し、東岳（837m）を最高峰とし、標高 400～500m の小峰が連なる丘陵地であり、大淀川の支流花ノ木川及び東岳川の集水域に位置し、都城市の水がめとして、水源涵養機能を重視すべき森林であることから主に「水源涵養タイプ」に区分して

管理経営を行う。

ナ 三股・中郷地区（都城 78～109 林班）

都城市の南東部に位置する三股地区は、柳岳（952m）を最高峰として比較的高峰を連ねる急傾斜地が多いため、急傾斜地については山地災害防止機能を重視すべき森林であることから、「山地災害防止タイプ」に、それ以外の箇所については水源涵養機能を重視すべき森林であるため「水源涵養タイプ」にそれぞれ区分して管理経営を行う。

ニ 高崎・山田・西岳地区（都城 202～217、219～231、233～243、246～273、276～282 林班）

霧島山系最南の高千穂峰南部から東部に位置し、高千穂峰南部の山岳部と都城盆地に広がる比較的低山地に分布している。

高千穂峰周辺の、上部はタブノキ、イチイガシ等の広葉樹とモミ、ツガ、カヤ等が混生する天然林で、霧島錦江湾国立公園における風致景観の要所をなしている。中部から下部の御池から霧島山麓を横断する道路周辺についても、風致景観の維持及び野生鳥獣の生息上重要な地域であり、生態系の維持・保存や保健文化機能を重視すべき森林であることから「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行う。

また、御池から霧島神宮へ向かう国道 223 号線添いは、優れた景観を有し保健文化的機能を重視すべき森林であることから「森林空間利用タイプ」に、土砂流出防備保安林指定箇所や急傾斜地については山地災害防止機能を重視すべき森林であることから「山地災害防止タイプ」に、それ以外の箇所は「水源涵養タイプ」にそれぞれ区分して管理経営を行う。

また、都城盆地に広がる低山地については水源涵養機能を重視すべき森林であることから主に「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

ヌ 矢岳地区（都城 4030～4033、4038、4046～4048、4052、4053、4058、4061、4062、4064、4067 林班）

滝下山（785m）から矢岳山（739m）、高野地区は、えびの盆地北側の比較的緩傾斜の地区であり、水源涵養機能を重視すべき森林であることから主に「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

（3）森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

民有林関係者と連携して推進する森林の流域管理システムの下、森林の有する多面的機能の持続的発揮を基本としつつ、我が国の森林・林業の再生に貢献していくため、県・市町村等との密接な連携を図るとともに、組織・技術力・資源を活用し、民有林経営の支援等に積極的に取り組む。

特に、民有林においては、森林経営管理制度が導入されたことから、国有林においてはこの制度が円滑に機能するよう積極的に取り組む。

また、これらを通じて、木材の生産から利用までの全ての段階において生産性向上やコストの低減、歩留まりの向上等による林業及び木材産業の成長産業化の実現に貢献し、地域経済の発展や山村地域の振興に寄与するよう努める。

① 林業の成長産業化等に向けた技術開発・実証と普及

産学官連携の下、林業の低コスト化に向けた技術開発の推進に努め、特に、特定母樹等の成長に優れた苗木の活用等による低コスト造林技術の開発・実証と定着を図る。

国有林野事業において開発、改良された林業技術については、現地検討会の開催、モデル林、各種試験地等の設置等を通じて、地域林業関係者等への普及・定着を図る。

② 林業事業体の育成

民有林行政と連携しつつ、林業事業体への計画的な事業の発注、安定的・計画的な木材の供給及び林業事業体の育成に努める。あわせて、森林経営管理制度の定着に向けては、民有林において事業を実施する意欲と能力のある林業経営者の育成が重要であることから、国有林野事業に係る事業を委託する場合にはこうした林業経営者の受注機会の拡大に配慮する。

さらに、流域で生産された木材の利用促進、木材の安定供給システム販売の推進及びニーズに応じた安定供給ができるよう木材需給情報の交換に努める。

③ 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進

森林共同施業団地の設定により、民有林・国有林一体となった効率的な路網の整備、計画的な間伐の実施、民有林材との協調出荷等に努める。

④ 森林・林業技術者等の育成と森林総合監理士（フォレスター）等による技術支援

現地研修会の実施や研修フィールドの提供、森林総合監理士（フォレスター）の育成等を通じて、民有林の人材育成支援に努める。また、県と連携して市町村の森林・林業行政等に対する技術支援に積極的に取り組む。

⑤ その他

国民の森林としての管理経営を推進する観点から、森林環境教育の推進、生物多様性の保全に係る取組（関係市町村等と連携した鳥獣被害対策の実施等）の推進、安全・安心の取組に係る情報提供等に努める。

（４）主要事業の実施に関する事項

本計画及び前計画期間における伐採、更新、保育及び林道の事業総量は以下のとおりである。

事業の実施に当たっては、効果的かつ効率的な実施に努め、国土の保全、自然環境の保全、生物多様性の保全等に十分配慮しつつ、森林吸収源対策として間伐に積極的かつ着実に取り組むとともに、針広混交林化、複層林化、長伐期化や里山の整備等、地域の現況を踏まえ、資源の循環利用を行いながら多様で健全な森林の整備・保全を推進する。なお、森林資源の成熟に伴い主伐が増加していく中で、その実施に際しては、自然条件や社会的条件を考慮して実施箇所を選定するとともに、造林コストや花粉の少ない森林への転換、鳥獣被害等に配慮しつつ、公益的機能の持続的な発揮と森林資源の循環利用の観点から確実な更新を図る。

更新・保育については、伐採事業との一体的な実施や新たな林業技術の導入等による造林・育林作業の低コスト化に取り組む。

林道等の路網については、林産物の搬出、森林の育成のみでなく、森林の適切な保全管理等を効率的に行うために必要であり、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう計画的に整備する。その際、特に自然・社会的条件の良い森林において重点的な整備を推進する。

また、労働災害がなく、健康で明るく働けるように労働安全衛生の確保に努めるとともに、計画的な事業の発注等により林業事業体の育成を図る。

① 伐採総量

(単位：m³、ha)

区 分	主伐	間伐	臨時伐採量	計
本 計 画	1,177,760	1,240,582 (11,906)	220,140	2,623,000
前 計 画	1,003,863	1,547,776 (14,455)	105,361	2,657,000

注：() は、間伐面積である。

② 更新総量

(単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
本 計 画	2,077	57	2,134
前 計 画	1,940	8	1,948

③ 保育総量

(単位：ha)

区 分	下刈	つる切	除伐	ぼう芽整理
本 計 画	8,306	1,850	2,240	—
前 計 画	5,815	1,022	1,438	—

④ 林道の開設及び改良の総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	総延長 (m)	箇所数	総延長 (m)
数 量	59	83,647	117	42,300

(5) その他必要な事項

該当なし。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

① 山火事防止等の森林保全巡視

本計画区には国立公園等が指定されており、レクリエーションを目的とした森林への入込利用者が多く、特に、春季は山菜採りのシーズンと乾燥期、季節風等が重なり、山火事発生危険が増大する。このため、地元住民及び地元市町村等と連携を密にして山火事防止のPR、啓発活動を行うとともに森林保全巡視を強化し、山火事等の未然防止に万全を期する。

また、廃棄物の不法投棄については、地元市町村等関係機関、森林保全巡視員及びボランティア団体との連携の強化を図り防止に努める。

② 境界の保全管理

境界標の巡検及び境界巡視を確実にを行い、境界の保全管理に努める。

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

森林病虫害による被害の早期発見及び早期駆除を図るために、適切な森林の巡視に努める。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

貴重な自然環境を有する天然林等が多数存在しており、これらの森林については、生物多様性の保全を図るうえで重要であり、保護林として設定し適切に保護・保全を図っていくとともに、巡視活動やモニタリング調査を通じた適切な保全・管理を推進する。

(4) その他必要な事項

本計画区の国有林野の大半が水源かん養保安林に指定されているなど、水源涵養^{かん}の上で重要な森林が多く存在することから、保安林等の適切な管理に努める。

深刻化しているニホンジカなどの野生鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、被害状況の把握に努め、その結果を踏まえて、防護柵の設置等の防除活動や、地元行政機関、狩猟者団体、森林組合、森林所有者等との協力による計画的な捕獲等を総合的かつ効果的に推進する。

また、自然災害等により劣化した森林の再生・復元に努めるとともに、ボランティア団体等と協働・連携し、荒廃した植生の回復措置を行うなど、森林生態系の保全等のための取組について、環境行政との綿密な連携を確保しつつ推進する。

尾根筋や溪流沿い等の森林については、保護樹帯等として保全することを通じて、生物多様性の保全に努める。

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

国有林材の計画的・安定的な供給を通じて、地域における安定供給体制の整備や木材の新たな需要の拡大、原木の加工・流通の合理化等に資するため、需要先と事前に協定を締結し、その協定に基づき計画的に丸太を供給する安定供給システム販売に取り組む。

さらに、民有林・国有林が連携しつつ合理的な販売・流通体制の確立を目指し、国産材

の需要・販路の拡大に努める。

(2) その他必要な事項

林産物の供給に当たっては、効果的かつ効率的な取組を推進することとし、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた高効率・低コストな作業システムによる木材生産やニーズに応じた安定供給に努める。

また、庁舎等の整備、森林土木工事等の公共工事において木材利用の促進に取り組む。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用にあたっては、地域の社会的・経済的状況、住民の意向等を考慮し、地域における産業の振興、住民の福祉の向上等に資するよう、国有林野の管理経営との調整を図りつつ、積極的に推進する。

本計画区内の宮崎市、都城市を中心とする一帯は、貴重な高山植物や優れた自然環境など豊富な観光資源に恵まれ、登山、ハイキング、キャンプなど保健休養の場として広く市民に親しまれている。

このため、豊かな自然環境の維持、森林の公益的機能の発揮と併せて地域の土地利用等との調整を行った上で、利活用を推進する。

(2) 国有林野の活用の具体的手法

国有林野の活用にあたり、道路等の公用・公共用地等については貸付又は売払い等による。また、水源林造成等については分収林制度を積極的に活用する。

(3) その他必要な事項

該当なし。

5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な事項

国有林野に隣接・介在する民有林野の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が行われず、当該民有林野における土砂の流出等の発生が国有林野の発揮する国土保全等の機能に悪影響を及ぼすなど、国有林野の公益的機能の維持増進への支障となることが懸念される場合がある。

このような場合、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した施業等を民有林野と一体的に行い、民有林野の有する公益的機能の維持増進にも寄与するよう、公益的機能維持増進協定制度の活用を努める。

(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

公益的機能維持増進協定の締結にあたっては、民有林野の森林所有者等にも原則として相応の費用負担を求めるなど、合理的な役割分担の下での一体的な森林の整備及び保全の

実施に向けた条件整備を進める。

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

ボランティア団体等との協定に基づく「ふれあいの森」等により、国民の自主的な参加による森林整備活動等を推進する。

名 称	面 積 (ha)	位 置 (林小班)
守ろう県民の財産 白砂青松の森	5.87	宮崎94い
石崎浜ふれあいの森	3.04	宮崎94ぬ1

(2) 分収林に関する事項

森林に対する国民の要請が多様化する中で、地域の振興に寄与するため、また、社会貢献活動として森林づくりに自ら参加・協力したいという企業等の要請に応えるため、分収林制度の活用による森林整備を推進する。

(3) その他必要な事項

協定の締結により継続的に体験活動ができる「遊々の森」等を活用して、豊かな自然環境を有する国有林野を多様な体験活動の場として積極的に提供し、森林環境教育の推進に努める。

また、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供等を積極的に推進する。

さらに、森林管理署等は、国民参加による森林の整備・保全等に関する情報の提供、国民からの相談への対応、国民参加の支援を行う拠点としての機能の発揮を行うよう努める。

名 称	面 積 (ha)	位 置 (林小班)
ひむか里山の森	52.94	宮崎213な～う、214は～と、215わ
やすらぎの森	84.13	宮崎219い～ぬ2、か、か1、む～お
ユニバースアカデミー 第2キャンパス童夢の森	8.17	都城259へ、か～た、260ち、261ぬ

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

研究機関等が行う林業技術の開発及び林業機械の導入試験等に対しては、フィールド提供を積極的に行う。

(2) 地域の振興に関する事項

機能類型に応じた適切な管理経営を行い、山地災害の防止、水源の涵養、自然環境の保全、保健・文化・教育的利用、木材の安定供給等を通じて地域振興に寄与するよう努める。

また、その際には次の点に留意する。

- ① 分収造林及び国有林野の利活用の要請に対しては積極的に対応する。
- ② 林道については、地域の実態を踏まえ、生活道路としての機能の発揮に十分留意する。
- ③ 蜂蜜の採取源となる樹種については、事業実行との調整を図りつつ、その保全に努める。

(3) その他必要な事項

該当なし。

(案)

第6次国有林野施業実施計画書

(大淀川森林計画区)

計画期間

自	令和5年4月1日
至	令和10年3月31日

九州森林管理局

目 次

1	国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域	1
2	施業群の名称及び区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの 伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量	1
(1)	伐採造林計画簿	1
(2)	水源涵養 ^{かん} タイプにおける施業群別面積等	1
(3)	水源涵養 ^{かん} タイプの施業群別の上限伐採面積	2
(4)	伐採総量	3
(5)	更新総量	5
(6)	保育総量	5
3	林道の整備に関する事項	6
4	治山に関する事項	12
5	保護林及び緑の回廊の名称及び区域	14
(1)	保護林の名称及び区域	14
(2)	緑の回廊の名称及び区域	19
6	樹木採取区の名称、所在地及び面積	20
7	レクリエーションの森の名称及び区域	20
8	公益的機能維持増進協定の名称及び区域	23
9	その他必要な事項	24
(1)	施業指標林、試験地等	24
(2)	フィールドの提供	28
(3)	森林共同施業団地	28
(4)	その他	29

1 国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域

国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域の配置については、国有林野施業実施計画図による。

2 施業群の名称及び区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(1) 伐採造林計画簿

伐採・更新箇所ごとの伐採・更新面積及び方法等については、伐採造林計画簿に示すとおりである。

(2) 水源涵養タイプにおける施業群別面積等

(単位：ha)

施業群	面積	取扱いの内容	伐期齢等	
施業群	スギ・ヒノキ普通伐期	10,876.99	伐採箇所の縮小、分散化による皆伐新植を行う	スギ 50 ヒノキ55
	スギ長伐期	16,786.94	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による皆伐新植を行う	70
	ヒノキ長伐期	12,422.24	同上	80
	アカマツ長伐期	665.57	同上	80
	ケヤキ長伐期	122.50	同上	150
	その他人工林	502.10	伐採箇所の縮小、分散化による皆伐新植を行う	60
	保護樹帯	5,579.81	被害木等について択伐を行う	60
	スギ・ヒノキ複層林	3,750.40	伐採箇所の縮小、分散化による複層伐を行う	スギ3段林80 ヒノキ3段林85
	その他複層林	164.60	伐採箇所の縮小、分散化による複層伐を行う	—
	天然林長伐期	1,341.54	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による択伐及び皆伐を行う	100
	天然林広葉樹	7,128.67	伐採箇所の縮小、分散化による択伐及び皆伐を行う	35
	しいたけ原木	895.69	皆伐1回目以降は、ぼう芽更新を行う	20
	施業群設定外	5.15		
合計	60,242.20			

(3) 水源涵養^{かん}タイプの施業群別の上限伐採面積

(単位：ha)

施業群	上限伐採面積	備考
通常伐期施業	1,070	スギ・ヒノキ普通伐期
		しいたけ原木
長伐期施業	2,142	スギ長伐期
		ヒノキ長伐期
		アカマツ長伐期
		ケヤキ長伐期
複層林施業	489	スギ・ヒノキ複層林
		その他複層林
天然林・その他施業	2,078	その他人工林
		保護樹帯
		天然林長伐期
		天然林広葉樹

(4) 伐採総量

(単位：m³、ha)

区 分	林 地				林 地 以 外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐 採 量		
山地災害防止タイプ	6,974 (15)	154,304 (1,459)	161,278			
自然維持タイプ	10,463 (17)	5,019 (90)	15,482			
森林空間利用タイプ	—	10,659 (94)	10,659			
快適環境形成タイプ	—	—	—			
水源 涵養 タイプ	スギ・ヒノキ普通伐期	743,443	51,740	795,183		
	スギ長伐期	102,553	599,752	702,305		
	ヒノキ長伐期	37,045	418,339	455,384		
	スギ・ヒノキ複層林	268,267	—	268,267		
	アカマツ長伐期	3,143	—	3,143		
	しいたけ原木	5,597	—	5,597		
	天然林長伐期	—	27	27		
	天然林広葉樹	275	330	605		
	保護樹帯	—	224	224		
		—	188	188		
	計	1,160,323	1,070,600 (10,263)	2,230,923		
合 計	1,177,760	1,240,582 (11,906)	2,418,342	204,658	2,623,000	—
年 平 均	235,552	248,116 (2,381)	483,668	40,932	524,600	—

注1 () は間伐面積である。

2 四捨五入の関係で計と内訳の合計が一致しないことがある。

(再掲) 市町村別内訳

(単位：m³)

市 町 村 名	林 地				林 地 以 外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐 採 量		
宮 崎 市	218,246	255,153	473,399			
都 城 市	229,410	338,738	568,148			
小 林 市	510,202	364,131	874,333			
え び の 市	110,337	161,449	271,786			
三 股 町	33,459	28,684	62,143			
高 原 町	20,940	16,795	37,735			
国 富 町	22,751	61,520	84,271			
綾 町	32,415	14,112	46,527			

注 臨時伐採量及び林地以外の土地に係る伐採量は含まない。

(5) 更新総量

(単位：ha)

区 分		山地災害 防止タイプ [°]	自然維持 タイプ [°]	森林空間 利用タイプ [°]	快適環境 形成タイプ [°]	水源涵養 ^{かん} タイプ [°]	合 計
人工 造林	単層林成 造	8.09	11.60	0.49	—	1,606.63	1,626.81
	複層林成 造	7.71	—	—	—	442.78	450.49
	計	15.80	11.60	0.49	—	2,049.41	2,077.30
天然 更新	天然下種 第1類	—	—	—	—	—	—
	天然下種 第2類	—	—	—	—	0.90	0.90
	ぼう芽	—	—	—	—	55.91	55.91
	計	—	—	—	—	56.81	56.81
合 計		15.80	11.60	0.49	—	2,106.22	2,134.11

(6) 保育総量

(単位：ha)

区 分		山地災害 防止タイプ [°]	自然維持 タイプ [°]	森林空間 利用タイプ [°]	快適環境 形成タイプ [°]	水源涵養 ^{かん} タイプ [°]	合 計
保 育	下刈	53.68	13.92	1.40	—	8,236.87	8,305.87
	つる切	15.17	—	0.80	—	1,833.92	1,849.89
	除伐	26.32	—	1.51	—	2,211.83	2,239.66
	ぼう芽整理	—	—	—	—	—	—
	計	95.17	13.92	3.71	—	12,282.62	12,395.42

3 林道の整備に関する事項

基幹・その他別	開設・改良	路線名	箇所（林班）	延長（m）	備考		
基幹	開設	内海林道	宮崎28	400			
		桂谷林道（田野側）	宮崎65、66	1,000			
		三つ石林道	宮崎2003～2005	1,000			
その他	開設	本田野58林道	宮崎58～61	800			
		黒草林道	宮崎69、70	600			
		鱒頭75林道	宮崎75、76	200			
		鱒頭77林道	宮崎77	500			
		八久保211林道	宮崎207、208、211、213	440			
		楠見229林道	宮崎227～229	740			
		楠見202林道	宮崎201、202、242	2,200			
		八久保201林道	宮崎201	600			
		仁田尾242林道	宮崎242	1,200			
		奈佐木290林道	宮崎290	980			
		庄府3078林道	宮崎289、3078	437			
		茶臼岳2164林道	宮崎2164、2171	500			
		尾谷2151林道	宮崎2151、2152	1,400			
		内山2007林道	宮崎2003、2007、2011、299、308、309	1,000			
		柚園2049林道	宮崎2049	800			
		大森岳2107林道	宮崎2107、2109	1,450			
		軍谷2020林道	宮崎2020、2021	2,100			
		軍谷2024林道	宮崎2021～2024	800			
		九々瀬3030林道	宮崎3030	800			
		夏木2031林道	宮崎2029～2032	1,300			
		夏木2037林道	宮崎2037、2038	1,700			
		大川原林道	宮崎2140	500			
		九々瀬3033林道	宮崎3031～3033	1,600			
		奈佐木3053林道	宮崎3052、3053	1,200			
				宮崎署開設計	27路線	26,247	

基幹・ その他別	開設・ 改良	路 線 名	箇所（林班）	延 長 （ m ）	備 考		
基幹	開設	大丸林道	都城28、30	500			
		六十田51林道	都城51	1,700			
		有水大谷林道	都城50、44、43	1,900			
		滝下林道	都城3006	1,000			
その他	開設	田辺20林道	都城20	800			
		青井嶽41林道	都城41	1,000			
		登尾51林道	都城51	1,000			
		東嶽65林道	都城65	800			
		東嶽70林道	都城70	3,000			
		東嶽72林道	都城72	3,000			
		安久鹿倉107林道	都城107	1,000			
		中山林道	都城268	3,000			
		霧島247林道	都城247	2,500			
		五十山林道	都城1109	2,000			
		青井嶽1104林道	都城1100、1102、1104	2,200			
		青井嶽1105林道	都城1105	700			
		青井嶽1246林道	都城1246、1095	1,800			
		飛松林道・宇名目支線	都城1095	1,000			
		轟木81林道	都城81	2,000			
		坂ノ下2010林道	都城2010	2,000			
		山ノ口2044林道	都城2044	2,000			
		雛守2102林道	都城2102	3,000			
		雛守2107林道	都城2107	1,500			
		環野林道	都城2121	2,000			
		長尾2081林道	都城2081	3,000			
		長尾2082林道	都城2082	3,000			
		南後川内2080林道	都城2080	1,200			
		南後川内2080林道1支線	都城2080	1,300			
		鉄山3036林道	都城3036	2,000			
		大河平3040林道	都城3040	2,000			
		大河平3004林道	都城3004	2,000			
		大河平3006林道	都城3005、3006	1,500			
		都城支署開設計			32路線	57,400	

基幹・ その他別	開設・ 改良	路 線 名	箇所（林班）	延 長 （ m ）	備 考	
基幹	改良	内海林道	宮崎13	500	舗装	
		野島林道	宮崎6	500	舗装	
		小内海林道	宮崎4	500	舗装	
		加江田林道	宮崎26	300	舗装	
		楠見林道	宮崎203	500	舗装	
		仁田尾林道	宮崎231	500	舗装	
		上郷良林道	宮崎18	400	舗装	
		和石林道	宮崎263	200	舗装	
		桂谷林道	宮崎53	300	舗装	
		去川林道	宮崎267	100	モルタル吹付、 ブロック積	
		桑俣林道	宮崎307、310	700	ブロック積、 舗装	
		八重尾林道	宮崎2172、2173	500	舗装	
		大森岳林道(竹野側)	宮崎2094	100	モルタル吹付、 ブロック積	
		茶臼岳林道	宮崎2157	300	舗装	
		大川原林道	宮崎2153	500	舗装	
		北浦林道	宮崎2135、2142	200	モルタル吹付、 ブロック積	
		宮崎基幹改良計			6,100	19箇所
		石山林道	都城50、51	200	舗装外	
		有水林道	都城33、38	800	舗装外	
		岩屋ヶ野林道・32支線	都城32	400	舗装外	
		岩屋ヶ野林道	都城30、31	800	舗装外	
		三十山林道	都城41、49	1,000	舗装外	
		十二鹿倉林道（有水側）	都城49	1,000	舗装外	
		佐渡ノ元林道	都城64	800	舗装外	
		正近林道	都城75、76	900	舗装外	
		花ノ木林道	都城73、74	1,100	舗装外	
		十二鹿倉林道	都城60	300	舗装外	
		長尾山林道	都城208	500	舗装外	
		西岳林道	都城227、228	200	舗装外	
		長尾林道	都城223	1,000	舗装外	
		権現林道・261支線	都城261	300	舗装外	
		権現林道	都城259	1,000	舗装外	

基幹・ その他別	開設・ 改良	路 線 名	箇所（林班）	延 長 （ m ）	備 考
基幹	改良	内ノ木場林道・柳岳支線	都城82、83	300	舗装外
		高畑林道	都城98	500	舗装外
		花谷林道	都城91	500	舗装外
		轟木林道	都城89、90	200	舗装外
		柴立98林道	都城99、100	300	舗装外
		永久井野林道	都城2003	400	舗装外
		巢之浦林道	都城2107	500	舗装外
		六本原林道	都城3019	400	舗装外
		鉄山林道	都城3035	500	舗装外
		松ヶ平林道	都城3024	500	舗装外
		昌明寺林道	都城3007、3008	300	舗装外
		満谷林道	都城3053	1,000	舗装外
		満谷林道（白鳥側）	都城3057	300	舗装外
		矢岳林道	都城4032、4033、 4038、4046	2,000	舗装外
		鉄山林道・内山支線	都城3036	300	舗装外
		都城基幹改良計		18,300	40箇所
その他	改良	仁田尾林道35支線36分線	宮崎237	300	ブロック積、 舗装
		内海林道14支線	宮崎15	100	モルタル吹付、ブ ロック積
		鹿野林道	宮崎208～210	300	舗装
		黒草林道	宮崎71	200	ブロック積、 舗装
		去川林道53支線	宮崎254	100	ブロック積、 舗装
		七熊林道	宮崎2006～2007	400	舗装
		田代ヶ八重林道117支線	宮崎2117	100	橋梁、 ブロック積
		重永林道	宮崎2077	100	ブロック積、 舗装
		長谷林道	宮崎2034	300	舗装
		堂屋敷林道	宮崎2087	500	舗装
		重永2113林道	宮崎2113	100	植生基材吹 付、ブロック積
		宮崎その他改良計		2,500	11箇所
		田辺林道	都城1	600	舗装外
		太郎田辺林道・16支線	都城12	300	舗装外
太郎田辺林道・第一支線	都城11	200	舗装外		

基幹・ その他別	開設・ 改良	路 線 名	箇所（林班）	延 長 （ m ）	備 考
その他	改良	平八重林道	都城23	200	舗装外
		雀ヶ野林道	都城24	200	舗装外
		太郎田辺林道・2支線	都城2	500	舗装外
		蕨ヶ野17林道	都城17	300	舗装外
		池宇都林道	都城21	200	舗装外
		三十山林道・第一支線41分線	都城41、49	400	舗装外
		有水2林道	都城37	300	舗装外
		岩屋ヶ野林道・32支線32分線	都城32	200	舗装外
		岩屋ヶ野林道・31支線	都城31	200	舗装外
		三十山林道・第一支線	都城40	200	舗装外
		三十山林道・48支線	都城48	300	舗装外
		有水林道・37支線	都城37	300	舗装外
		佐渡ノ元林道・63支線	都城62	200	舗装外
		十二鹿倉林道・59支線	都城59	200	舗装外
		山下林道	都城204	200	舗装外
		星塚林道	都城202	200	舗装外
		轟林道・278支線	都城278	200	舗装外
		轟林道・281支線	都城281	200	舗装外
		東折田代林道・東折田代支線	都城256	300	舗装外
		荒川内林道・250支線	都城250	300	舗装外
		権現林道・262支線	都城262	200	舗装外
		川間林道	都城258	1,000	舗装外
		飛松林道・1104支線	都城1103、1104	300	舗装外
		飛松林道・宇名目支線	都城1095	300	舗装外
		妙寺ヶ谷林道	都城1105	700	舗装外
		細目林道	都城94、95、96	200	舗装外
		花谷林道・92支線	都城92	200	舗装外
		小川内林道	都城86	200	舗装外
		橋満林道・34支線	都城2034	200	舗装外
		環野林道	都城2121	500	舗装外
		高原林道・96支線	都城2096	300	舗装外
		高原林道	都城2095、2096、2097	200	舗装外
城内林道	都城3017、3018	2,000	舗装外		

基幹・ その他別	開設・ 改良	路 線 名	箇所（林班）	延長 （m）	備考
その他	改良	上四ッ谷林道	都城3014	300	舗装外
		崩ヶ尾林道	都城4047	200	舗装外
		矢岳林道・48支線	都城4048	500	舗装外
		大塚林道・28支線	都城4031	200	舗装外
		大塚林道・29支線	都城4031	1,000	舗装外
		大河平林道	都城4030、4032	500	舗装外
		四ッ谷林道	都城3012、3013	200	舗装外
		都城その他改良計		15,400	47箇所
計	開設			83,647	59路線
	改良			42,300	117箇所

4 治山に関する事項

位置 (林 班)	区 分	工 種	計 画 量 (箇所数又は面積)
<p>宮崎署 5、8、25、63、66、70、78、83～86、222、223、 228、229、233、237、238、245、254～256、 259、261、265、274、277～281、284～287、 305、309、312、1081～1084、1086、1090～ 1092、2001、2003、2004、2007、2008、 2010、2011、2031、2034～2037、2041、 2044、2045、2049、2050、2052、2053、 2057、2059、2065、2075～2078、2088、 2090、2091、2106、2115、2116、2119、 2120、2125、2135～2137、2139～2141、 2143、2156、2157、2159～2162、2166、 2167、2171、3056、3066、3069～3072、 3074～3076、3078</p> <p>都城支署 1～8、10～12、14、16、18、19、22～30、33 ～39、47、49、53～56、58～64、66、68、69、 73～77、79～81、83～100、202～212、 214、216、217、220～224、227、233、234、 237～243、246～248、250～253、255～ 257、267～271、276～281、1098、1103、 1104、1106、1107、1109、1110、1247、 1248、2001、2004～2009、2011、2034～ 2047、2084～2091、2095、2096、2099、 2101、2103～2107、2109～2114、2118、 2119、2121、2122、3009～3012、3014、 3015、3017～3019、3022、3023、3025、 3026、3028～3037、3039、3042、3043、 3052、3053、3057～3061、3066～3068、 4030～4033、4038、4058</p>	<p>保安林整備</p>	<p>本数調整伐</p>	<p>1,040ha 400</p> <p>640</p>
<p>宮崎署 5、8～10、14～17、22、23、65～70、73～ 77、79、84、220、221、227、231、234、263、 267、268、270、271、273、279、284、286～ 288、298、300、301、304、305、307、308、 1083、1090、1093、2003、2010、2011、 2023、2032、2034、2035、2037、2048、 2049、2054、2077、2084、2086、2088、 2094、2106、2110、2113、2114、2116、 2118、2123～2126、2133、2135、2141、 2153、2157、2158、2160、2161、2162、 2172、3056、3063、3069～3074、3078、 3123、4022、4024</p> <p>都城支署 10、29、34、64、65、70、79、82、85、88、96、 98、99、204、206、224、227～230、233～ 235、238、247、252、257～260、262、267、 268、1100、1105、2083、2088、2094、2099、 2100、2101、2103～2105、2107～2114、 2117～2121、3008、3009、3018、3019、 3025、3026、3032～3034、3054、3057</p>	<p>保全施設</p>	<p>溪間工</p>	<p>119箇所 50</p> <p>69</p>

位 置 (林 班)	区 分	工 種	計 画 量 (箇所数又は面積)
宮崎署 14、15、65、67、70、74、77、291、2032、 2035、2077、2084、2094、2102、2113、2123 ～2126	保全施設	山腹工	33箇所 10
都城支署 79、83、86、92、94、99、247、261、262、 2095、2096、2101、2105、2109、2113、 2114、3017、3022、3030、3036、3042、 3056、4032			23
宮崎署 94	保安林整備	植栽工	2ha
計	保安林整備		1,042ha
	保 全 施 設		152箇所

5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

(1) 保護林の名称及び区域

区分	名 称	面積 (ha)	位置 (林小班)	特 徴 等	備考
森林生態系保護地域	綾	保存地区 800.45	宮崎署 2042ほ1、ほ2、ち～ぬ 2043い、ほ 2044に、に1、に3、ほ 2045は、ほ～ち、ぬ～わ 2046ろ、と、は、は1、に ～へ、ち 2091た、ヌ 2092い～に、ハ 2093い～は 2094い、と、ニ	宮崎県の綾川上流域に残された原生的な照葉樹林は、国内最大級の規模を誇るとされ、極相的な植生を有する区域では、照葉樹林を象徴する森林相観を呈しており、常緑のブナ科樹木のほとんどの種が分布し、維管束植物は約800種以上に及んでいる。 また、照葉樹林の高木構成種25種～30種が生育しており、植生の垂直分布が見られる。動物相については、哺乳類23種（うち10種が環境省レッドリスト）、鳥類66種（うち24種が環境省レッドリスト）が生息し、爬虫類、両生類、昆虫類、陸産貝においても希少な生物が多数確認されている。この地域は貴重な動植物の分布域であり、自然環境維持に重要で、学術的にも高い価値と希少性を有している。	
		保全利用地区 684.85	宮崎署 2041い～た 2042い～ほ、へ、と 2043ろ～に 2044い、い1、ろ、ろ1、 は、に2、に4、ほ1 2045い、い1、ろ、ろ1、 は1、は2、に～に5、り～ り2、る1、か、よ 2046い、と1 2091い1、ろ、は～と1、 と2、～よ 2094ろ～ほ、ほ1、へ、へ 1、ち～ち4、り、ぬ、る、 る1、わ～わ4、か、か1、 よ 2095ほ2～ほ4、へ、と2、 ち8、ち10、り1 2096は1、に1		
計	1箇所	1,485.30			

区分	名 称	面積 (ha)	位置 (林小班)	特 徴 等	備考
生物 群 集 保 護 林	霧島山	保存地区 4,448.68	都城支署 225 (全) 226い、ろ～ろ5、は、に、 ほ、へ～へ4、と、と1、ち ～ち5、ぬ、ぬ1、る、わ1、 そ、そ1、つ、ね、む、う、 お、く、や～や2、ま～ま 2、け、ふ、ふ1、こ～あ、 イ～ホ、へ、へ1、ト、チ、 ヌ、ワ 227い 228い 229ち 230ろ 282は～つ、イ～ニ 2082い～は、イ～ハ、ホ 2083い～か、イ～ト 2084い、ろ、ね 2086た 2087ろ～に、イ、ロ、ニ、 ホ 2088ぬ、る、ホ 2089れ、れ1 2092ほ 2093は～へ 2094は～へ、ニ～へ 2095り 2100に、に1、ほ 2104に～と 2105ち、ち1 2106と、と1 2107る、わ、わ1 2108は、に、に1 2109へ、と、と1 2110り 2111に、ほ、ほ1 2112へ、へ1、と 2113は、は2～へ 2114ぬ～わ 2115ち～よ 2116る～か、イ	本保護林のある霧島山は、日本列島の南端に位置し、低地から標高1700mの韓国岳にまで及ぶ。最高峰「韓国岳」の標高1,700mから低地まで、霧島山塊は数十万年前に形成されたものから数千年前の火山活動によってできたものまでと活動時期に幅があるため数十年前から数千年前の間に火山活動でできた活動時期の異なる火山が連なり、火山活動後の経過時間によって違いがあるため、森林・草原・荒原状等といった植生遷移の各段階に応じた多様な植物を基盤に分布がみられ、多様な動植物が生息、生育する生物多様性に富む貴重な生態系がある。 霧島山は「キリシマ」を冠とする植物が多く、キリシマミツバツツジやキリシマタヌキノシヨクダイなどの霧島山固有種が生育している。ミヤマキリシマの大群落、えびの高原のノカイドウ、赤松千本原と呼ばれるアカマツの巨木林及び甕岳の照葉樹林等、日本の重要な植物群落の形成が見られる。	

区分	名 称	面積 (ha)	位置 (林小班)	特 徴 等	備考
生物群集保護林	霧島山		都城支署 2117う～お 2118お～や 2120と～か 2121よ、た 2122ぬ、ぬ1 3052ぬ、ね～ら 3053く、や 3054そ 3055い～よ、イ～ヌ 3056に 3057こ、こ4、あ、さ、ひ 3058け 3061ま 3062ぬ、る 3063と、ち 3064ほ、へ		
	掃部岳	保存地区 182.92	宮崎署 2163は～へ 2170 (全)	掃部岳周辺の森林は、日本の温暖の夏緑広葉樹を代表するブナ林が暖温帯の常緑広葉樹林であるヤブツバキクラスの森林の中に生育しており、極めて重要である。このブナ林が生育する掃部岳山頂周辺はシラキーブナ群集、尾根や岩角地にはアケボノツツジーツガ群集、標高800以高の雲霧帯にミヤマシキミーアカガシ群集及び高木のアカガシなどに着生するコケ類・シダ類がみられるなど西日本の自然を代表する極めて重要な自然生態系を呈する。	

区分	名 称	面積 (ha)	位置 (林小班)	特 徴 等	備考
生物群集保護林	大森岳	保存地区 376.62	宮崎署 2049と、と1 2050い1、い2 2051い～い2、ろ1 2097と、ち～り 2098に～へ 2099ほ～ほ2、へ2、 と～と2、ぬ、た 2100ぬ、か、れ 2101る、わ	大森岳周辺の森林は、標高差のある斜面に沿って、ルリミノキーイチイガシ群集、イスノキウラジログシ群集、海拔650m以上稜線部のコガクウツギーモミ群集、山頂付近のイヌシデ、アカシデ、ウリハダカエデ、アオダモ等の落葉広葉樹林のほか、山地渓谷部にはサワグルミやカツラが優占する森林などが分布する。空中湿度の高い渓谷沿いや雲霧帯の中にある主要尾根部周辺の大径木に多数の着生植物や多くの地生ランなどが生育する。また、北に位置する掃部岳では照葉樹林の上部にブナ林帯が分布するが、その南にあって標高はあまり変わらない大森岳にはブナ林帯は見られないという特徴がある。	
	3箇所	5,008.22			
希少個体群保護林	双石山 タブノキ等遺 伝資源	66.22	宮崎署 46か、た	タブノキ、ツブラジイなどが生育し、林分構造が発達する希少化した天然林の保護・管理のほか、タブノキ、ツブラジイ樹種の遺伝資源の保存のため設定	
	青井岳 カヤ遺伝資源	1.01	都城支署 1110お	カヤ、イスノキ、タブノキなどが生育し、林分構造が発達する希少化した天然林の保護・管理のほか、カヤ樹種の遺伝資源の保存のため設定	

区分	名 称	面積 (ha)	位置 (林小班)	特 徴 等	備考
希少 個体群 保護林	八久保 イチイガシ 遺伝資源	8.21	宮崎署 202と	イチイガシ、ウラジ ロガシ、イスノキなど が生育し、林分構造が 発達する希少化した天然 林の保護・管理のほか、 保全、イチイガシ 樹種の遺伝資源の保存 のため設定	
	蜷尻 ツブラジイ等 遺伝資源	59.14	宮崎署 228は、に、に1	ツブラジイ、スタジ イ、イスノキ、イヌマ キ、イチイガシなどが 生育し、林分構造が発 達する希少化した天然 林の保護・管理のほか、 イヌマキ、イチイ ガシ、ツブラジイ、ス ダジイ、イスノキ樹種 の遺伝資源の保存のため 設定	
	楠見 イチイガシ 遺伝資源	4.70	宮崎署 235と	イチイガシ、クスノ キ、タブノキなどが生 育し、林分構造が発達 する希少化した天然林 の保護・管理のほか、 イチイガシ樹種の遺伝 資源の保存のため設定	
	重永 カヤ等 遺伝資源	7.38	宮崎署 2082た	カヤ、ケヤキ、ミズ メ、ウラジロガシなど が生育し、林分構造が 発達する希少化した天然 林の保護・管理のほか、 カヤ、ケヤキ、ミ ズメ、ウラジロガシ樹 種の遺伝資源の保存の ため設定	
	四家 イチイガシ	1.97	都城支署 16ち 17ち	植栽由来のイチイガ シのほか、タブノキな どが生育するイチイガ シ群集の林分構造が発 達する希少化した林分 の保護・管理のほか、 イチイガシ人工林の植 物学的考証のため設定	
計	7箇所	148.63			
合 計	11箇所	6,642.15			

(2) 緑の回廊の名称及び区域

名 称	延長 (km)	面積 (ha)	位置 (林小班)	特 徴 等	備 考
綾川上流緑の 回廊	5	2, 269. 54	宮崎署 2095い～ほ1、と、 と1、ち～ち7、ち9、 り～る、ハ 2096い～ほ、ハ 2097い、い1、ろ、は ～は2、に、に1、ほ ～ほ3、へ～へ6、と 1、り1、ぬ 2098い、い1、ろ、 は、へ1、と～り 2099い～は、に～ に2、へ、へ1、ち、ち 1、り、る、る1、わ、 か、よ、れ、そ 2100い～は、に～ に2、ほ～と、ち、ち 1、り、る、る1、わ、 か1、よ、た 2101い、ろ、ろ1、 は、は1、に～へ、 と、と1、ち、り、ぬ、 ぬ、イ、ハ 2121 (全) 2122 (全) 2134 (全) 2135 (全) 2136 (全) 2137 (全) 2142 (全) 2143 (全) 2163い～ろ3、と 2169 (全)	掃部岳生物群 集保護林、大森 岳生物群集保護 林、綾森林生態 系保護地域を連 結して、照葉樹 林の連続性を確 保することによ り、森林生態系 の一層の保護・ 保全を図り、貴 重な野生動植物 の広域化や相互 交流に資する 等、生物多様性 確保の観点か ら、より広範で 効果的な保全の ため設定	
		2, 269. 54			

6 樹木採取区の名称、所在地及び面積

名 称	所 在 地 (林 小 班)	面 積 (ha)	備 考
該当なし			

7 レクリエーションの森の名称及び区域

種類	名称	面積 (ha)	位 置 (林 小 班)	選定理由	施業方法	既存施設の概要	施設整備	備考
自然観察教育林	霧島	95.16	都城支署 225に、と、り 2083ち、ち1	霧島錦江湾国立公園内であり、自然環境が厳正に保存されており、御池及び小池を中心として、その周辺に広がる天然林の森林美、また、これら森林内に生息する野鳥の生態観察等に利用されている。	育成複層林へ導くための施業	九州自然歩道、御池野鳥の森御池キャンプ場	無	
			都城支署 225い、ろ、ち、よ 226い、ぬ、ぬ1 2083と		天然生林へ導くための施業			
都城支署 226イ 2083ロ、へ	林地以外の土地							
	計	95.16						
風致探勝林	御池	113.27	都城支署 226ろ～と、ち、ち2、ち4、ち5、か1、れ、お、や～や2、ふ、ふ1、こ、え 2082い、は 2083は	霧島錦江湾国立公園内であり、火口湖の御池とその周辺を囲むカシ、シイ類等の天然生広葉樹林が生み出す森林美と自然景観に優れ、自然観察教育林と併せ親しまれている。	育成複層林へ導くための施業	御池野鳥の森御池キャンプ場、歩道休憩所便所	無	
			都城支署 226へ3、と1、ち1、ち3、く、ま～け 2082ろ 2083い、ろ、に、ほ、へ、か 2084い、ろ		天然生林へ導くための施業			
都城支署 226ロ～へ1、ワ 2082イ、ロ、ハ、ホ 2083イ、ハ～ホ、ト	林地以外の土地							
	計	113.27						

種類	名称	面積 (ha)	位 置 (林 小 班)	選定理由	施業 方法	既存施設 の概要	施設 整備	備考	
自然休養林	宮崎	自然観察 教育ゾーン 412.05	宮崎署 29は 30と 46よ1	主要地点からの展望は出来ないが、風致的には優れている。 風致的な配慮をしながら木材の供給も行っていく。	育成単層林へ導くための施業	森林公園、遊歩道、多目的広場	無		
			宮崎署 29い 30い、ろ 31い、は、に、へ、り、る～か 32い、は、に 35い～は、よ、つ 39い、に、ほ 40い 41い～に 46い、は、に、へ～り、よ		育成複層林へ導くための施業				
			宮崎署 31ろ、ほ、と、ち、ぬ 32ろ 35ほ、か、た 40ろ～ほ 46ろ、ほ		天然生林へ導くための施業				
		森林スポーツゾーン 96.95	宮崎署 30は、に 39と 40へ、と1、り		加江田川溪谷の森林美等、キャンプ場、森林スポーツ場として利用されている。				育成複層林へ導くための施業
			宮崎署 29ろ1、に 30ち 39ろ1、り 40と、ち、ぬ						天然生林へ導くための施業
			宮崎署 30イ 31イ、ロ 39イ 40イ～ニ						林地以外の土地

種類	名称	面積 (ha)	位 置 (林 小 班)	選定理由	施業 方法	既存施設 の概要	施設 整備	備考
自然 休 養 林	宮 崎	風景ゾ ーン 600.84	宮崎署 30へ 33わ、か 41と 46ぬ	加江田川上流 の溪谷と森林美 に加え、奇岩絶 壁からなる双石 山を配する地域 でピクニック、 自然探勝等に利 用されている。	育成複層 林へ導く ための施 業			
			宮崎署 29ろ 30ほ 31よ～そ1、く、 ふ～え 32へ 33ほ～ち、る 34へ～り 35る、わ、そ 39へ 41ち～る 42い、ろ 46る～か、た		天然生林 へ導くた めの施業			
宮崎署 46イ	林地以外 の土地							
		風致探勝 ゾーン 320.05	宮崎署 31つ、ね、む、 う、お、や、け 33は、り 34は 35と、れ、ね 39ち	加江田溪谷美 と双石山周辺等 いずれも景観 上、学術上、重 要である。	育成複層 林へ導く ための施 業			

種類	名称	面積 (ha)	位 置 (林 小 班)	選定理由	施業 方法	既存施設 の概要	施設 整備	備考
自然休養林	宮崎	風致探勝ゾーン	宮崎署 31な、ら、の、 ま、て 32ほ、ほ1、と〜 り 33い、ろ、に、ぬ 34い、ろ、に、ほ 35に、へ、ち〜 ぬ、な、ら 39ろ、は 41ほ、へ		天然生林 へ導くた めの施業			
			宮崎署 35イ 39ロ		林地以外 の土地			
	計	1,429.89						
その他		1.55	宮崎署 2041ハ 2043イ 2044イ 2171イ	レクリエーショ ンの森施設敷	林地以外 の土地		無	
	計	1.55						
	総計	1,639.87						

8 公益的機能維持増進協定の名称及び区域

名 称	区 域 (林 小 班)	面 積 (ha)	森 林 施 業 の 種 類	林 道 の 開 設 等	設 定 年 及 び 有 効 期 限	備 考
該当なし	民					
	国					

9 その他必要な事項

(1) 施業指標林、試験地等

種 類	名 称	設定 年度	面積 (ha)	位 置 (林 小 班)	備 考
試験地	本田野収穫試験地	S9	3.20	宮崎65は、は1	ヒノキ
	夏木収穫試験地	S11	4.29	宮崎2035ち	ヒノキ
	森林利水試験 (固定試験地)	S32	23.90	宮崎261へ、と、 と1 264と、ち	スギ、カシ、シイ、タ ブ
	常緑広葉樹林の育成 (固定試験地)	H4	109.00	宮崎2093い、ろ	広葉樹
	ケヤキ育成試験地	H9	0.71	都城4048い11	ケヤキ
	マツノザイセンチュウ 抵抗性苗の現地適 応試験	H11	1.00	都城2095は4	アカマツ
	マツノザイセンチュウ 抵抗性苗の現地適 応試験	H12	1.16	都城2089わ5	アカマツ
	クヌギの試植検定林 の造成	H12	0.61	宮崎64わ2	クヌギ
	スギザイタマハエ抵抗性 苗の現地適応試験	H15	0.22	都城4048い14	スギ
	宮崎広葉樹モデル採 種園 (タブノキ・ケヤキ)	H17	0.40	宮崎234い8	タブノキ、ケヤキ外
	常緑広葉樹二次林試 験地	H26	1.00	宮崎228こ1	常緑広葉樹類
	低密度植栽試験地	H26	0.75	宮崎232ち3	スギ、ヒノキ

種 類	名 称	設定 年度	面積 (ha)	位 置 (林 小 班)	備 考
次代検定林	九熊本第80号	S56	1.50	宮崎286り	ヒノキ
	九熊本第89号	S59	1.50	宮崎7か1	スギ
	九熊本第94号	S60	0.75	宮崎2087か	ヒノキ
	九熊本第93号	S60	1.50	宮崎242ろ2	スギ
	九熊本第102号	S63	0.97	宮崎2035ほ4	スギ
	九熊本第106号	H1	1.00	宮崎206つ2	スギ
	九熊本第10号	S45	1.40	宮崎2172ろ	スギ
	九熊本第46号	S50	1.00	宮崎213こ	ヒノキ
	九熊本第150号	H16	0.74	宮崎63わ2	スギ
	九熊本第171号	R1	0.48	宮崎268ろ1	スギ
	九熊本第129号	H7	0.56	宮崎2156ろ1	スギ
	九熊本第137号	H9	0.77	宮崎63い	スギ
	九熊本第149号	H16	0.17	宮崎63わ2	スギ
	九熊本第170号	R1	0.40	宮崎268い1	スギ
	九熊本第62号	S52	0.48	都城52と2	ヒノキ
	九熊本第64号	S53	1.30 0.20	都城3057り1 3057り3	スギ スギ
	九熊本第87号	S58	1.50	都城24な	ヒノキ
	九熊本第90号	S59	1.50	都城270け4	ヒノキ
	小林署スギ2種 (第1試験地)	S42	0.72	都城2090わ1	スギ
	九熊本第21号 (第1試験地)	S47	0.72	都城2082か	スギ
	九熊本第21号 (第2試験地)	S47	0.72	都城2108わ	スギ
	九熊本第21号 (第3試験地)	S47	0.72	都城2118い2	スギ
	九熊本第43号	S50	1.11	都城206か2	スギ

種 類	名 称	設定 年度	面積 (ha)	位 置 (林 小 班)	備 考
次代検定林	九熊本第162号	H23	0.24	都城3017ほ1	スギ
	九熊本第169号	H30	0.31	都城4031い	スギ
	九熊本第172号	R1	0.38	都城3016い	スギ
	九熊本第114号	H3	1.00	都城2101る3	スギ
	九熊本第124号	H5	0.76	都城3058へ11	スギ
	九熊本第125号	H5	0.63	都城3058へ12	スギ
	九熊本第136号	H9	0.73	都城2111れ4	スギ
	九熊本第145号	H15	0.50	都城3006か2	スギ
	九熊本第153号	H17	0.91	都城49る1	ヒノキ
	九熊本第155号	H18	0.39	都城2117た5	スギ
	九熊本第168号	H30	0.30	都城4031い	スギ
	遺伝子保存林	小林署キリシマアカマツ	S36	3.31	都城2116ち1
小林署ヒノキ		S38	2.14	都城2010い2	ヒノキ
ヒノキ小林署字真方 第2号		S45	2.70	都城2002ろ3	ヒノキ
施業指標林	天然林施業指標林	H1	7.82	宮崎2001は6	アカガシ
	天然林施業指標林	H14	1.66	都城240ぬ	ケヤキ、クワ
	複層林施業指標林	H1	1.38	宮崎2156い	スギ、ケヤキ、カヤ
	複層林施業指標林	S62	2.84	都城2118い、 い4、い6	スギ、ヒノキ、 ケヤキ、イチイガシ
	間伐施業指標林	S60	6.14	宮崎2036そ	スギ、ヒノキ
	間伐施業指標林	S62	3.00	宮崎233い1	スギ
	間伐施業指標林	H1	4.90	都城2114よ	スギ
	間伐施業指標林	S61	5.80	都城86ほ	スギ、ヒノキ

種 類	名 称	設定 年度	面積 (ha)	位 置 (林 小 班)	備 考
展示林	品種別展示林	S44	2.00	宮崎53ち	スギ
	品種別展示林	S44	1.84	宮崎292ぬ	スギ
	品種別展示林	S42	1.02	宮崎2075に1	スギ
	品種別展示林	S43	0.98	宮崎2115わ1	スギ
	品種別展示林	S43	1.70	都城216ろ1	スギ
	品種別展示林	S44	1.60	都城2082ほ1	スギ
森林施業 モデル林	鱈塚山国土保全モデル林	H12	2.02	宮崎67わ	
	七瀬谷土砂流出防止 モデル林	H12	3.73	都城29に	
溪畔保全プロ ジェクト林	黒北川支流	H29	4.72	宮崎202い1、は 1、に1、ぬ5、 わ1、か1、よ1	

(2) フィールドの提供

対象地（林小班）	設 定 の 目 的	備 考
宮崎94い	ふれあいの森	平成18年7月23日協定 日本労働組合総連合会宮崎県連合会
宮崎94ぬ1	ふれあいの森	平成13年8月22日協定 石崎浜ふれあいの森ボランティア推進会議
宮崎213な～う、 214は～と、215わ	遊々の森	平成18年6月16日協定 NPO法人ひむかの里山自然塾
宮崎219い～ぬ2か、か 1、む～お	遊々の森	平成15年6月30日協定 宮崎市長
都城259へ、か～た 260ち、261ぬ	遊々の森	平成17年6月6日協定 社会福祉法人ユニバースアカデミー

(3) 森林共同施業団地

名 称	対 象 地 (林 小 班)	面 積 (ha)	協 定 の 概 要
北諸県・田野地域森林整備推進協定	民	2,431	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水土保全林の整備 ・ 施業団地の集約化、低コスト間伐の実施 ・ 林道、森林作業道等の整備、林業機械作業システムの導入 ・ システム販売による共同出荷の実施 ・ 民・国の路網の整備
	国	2,726	
綾地域森林整備推進協定	民	1,302	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水土保全林の整備 ・ 施業団地の集約化、低コスト間伐の実施 ・ 林道、森林作業道等の整備、林業機械作業システムの導入 ・ 民・国の路網の整備
	国	956	
合計	民	3,733	2箇所
	国	3,682	

(4) その他

レクリエーションの森以外の森林空間利用タイプの施業方法

位置 (林 小 班)	面積 (ha)	施 業 方 法
宮崎 67ら 94い1～に、へ～ぬ、ぬ2～た 2155い、い1、は～に4、へ～ち、る、る2、か 2164ほ、ぬ、ぬ2、ぬ3、る 都城 207よ1 226り1、た1 227と 228ぬ、か、れ1 233わ、か2、な 237り5 238は3、は4 240い、は、に1～に4、ち、ち1 243に、に2、に3、へ、ち、ち1、わ、か～か2、つ、つ1 253い、い1、ろ、ろ2、ろ3、は 2118い1、い5、い7、と～と10、と12、と13、そ、ね、 な 2119わ、か、そ、そ1、つ～つ6 2120は、に、そ1、ら、ら1、む、の、け 2121に2、に5、と1、ぬ、わ、わ2、な～な3、ら1 3011ね、な、な1 3016と1 3017い 3057い～は、に2～に4、ち1、ち2、り4、か1、む1、 う1、お、く2 3058へ3、へ4、と1、と2、ち、り～り5、ぬ、る1、わ、 れ、そ、ね、ね1、な、ら～ら2 3060ふ、ふ2、え 3061う 3062り	493.56	育成複層林へ導くための施業
宮崎 67れ、む、う 68る、か～か2、よ 70ら 94ほ 206ち 238い 255ぬ 2155ろ、ろ1、ほ、り、る1 2164わ、か、た	388.63	天然生林へ導くための施業

位置 (林 小 班)	面積 (ha)	施 業 方 法
都城 207か、よ、そ 226た 227へ、り1 228る、よ1 233と、と1、ぬ、る2、る4、る8～る10、か1、ね 236は、は1 237る2、わ、わ1、よ、た、れ1、ね、ね1、な、ら 238ろ1、へ1、と、と1、ち、り 240ろ、に、に5、ほ～ほ3、へ、り、り1、わ 243い～い2、ろ1、ろ2、は、は2、は4、に1、ほ、ほ1、 と、と1、り、ぬ、る、る1、わ1、た、れ、そ 251よ、よ1 253に、に1、の1、く、や2 1101ら 1102に 1103と 2117ろ2、と、と1 2118い3、は、に、と11、と14、ち、ち1 2119た、な、ら 2120ろ、う 2121ち1、る、そ、そ1、ら 3009ほ 3011へ、と、わ 3057た1、な1、く 3058わ1、た、た1 3059よ1 3060う1、ふ1、え1、て1 3061か2、む4 3062ち		天然生林へ導くための施業

位 置 (林 小 班)	面積 (ha)	施 業 方 法
宮崎 39ハ 68ハ 70ロ、ハ 94イ～ル 206ニ 212イ 222イ 228イ、ロ 255ロ 2042イ、ハ 2043ロ 2155イ～ニ 都城 233イ 236イ 237イ 243イ 253イ、ニ 1101イ、ハ、ニ 1103ロ、ニ、ホ、ト、リ 2118イ 3010イ 3011ロ～ト 3016ニ～ハ 3017イ 3057イ～ニ 3058イ～リ	87.95	林地以外の土地
計	970.14	

注 ふれあいの森その他森林空間利用タイプに設定している施業指標林、試験地等を除く。